隔離等をせずに吹付け石綿の除去を行う等、正しい方法で作業が実施されていない場合は、直接罰が適用されます。 NEW

吹付け石綿及び石綿含有耐火被覆材等の作業について、行わなければならない措置及び方法に違反があった場合には、作業基準適合命令を介さずに直接罰則が適用されることになります。

[特定建築材料の除去等の方法]（新法第18条の19、新規則第16条の12～14）

作業の種類	方法
除去	（1）かき落とし、切断、又は破砕することなく取り外す方法
	（2）除去を行う場所を他の場所から隔離し（前室も設置）、除去を行う間、JIS　Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法
	（3）（2）に準ずるものとして環境省令で定める方法（例：グローブバッグ）
当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理	囲い込み又は封じ込め（吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する石綿含有断熱材等の囲い込み等（切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、作業を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、隔離した場所においてJIS　Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法）

[罰則]（新法第34条第3号）

3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

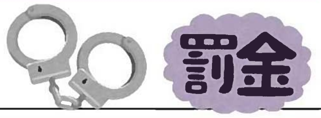

集じん・排気装置が正常に稼働していること、作業場及び前室が負圧に確保されていることの確認頻度が強化されます。

[作業基準]（新法第18条の14、新規則第16条の4第6号・別表第7の1の項の下欄）

確認の種類	タイミング・頻度	確認の方法等
集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認	初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに	◆粉じんを迅速に測定できる機器 ✓　デジタル粉じん計 ✓　パーティクルカウンター ✓　繊維状粒子自動測定器 （リアルタイムファイバーモニター） ◆確認事項 作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないこと
	除去等を行う日の開始後	
	集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合	
	その他必要がある場合（集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等）	
作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認	除去等を行う日の作業開始前	◆確認の方法 ✓　微差圧計による測定 ✓　目視による空気の流れの確認 ◆確認事項 ✓　負圧が確保されていること
	作業中断時（休憩や当日の作業終了で退室した時）	

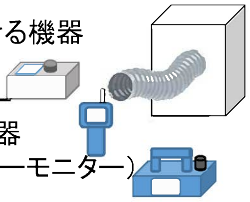

●異常が認められた場合は作業を中止し、装置の補修その他必要な措置を講ずる。

石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等を除去する際の作業基準が新設されました。

◆石綿含有仕上塗材の除去に独自の作業基準が設けられました。

NEW

[作業基準]（新法第18条の14、新規則第16条の4第6号・別表第7の3の項下欄）

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有仕上塗材	除去時は（1）、（2）またはこれと同等以上の効果を有する措置※1を講ずること
	（1）除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化※2すること
	（2）電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する場合は、次に掲げる措置を講ずること。 ①除去部分の周辺を事前に養生すること ②除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること
	（3）除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること（（2）①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと）

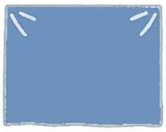

※1　同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生（隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用）
※2　薬液等による湿潤化：薬液等には水や剥離剤を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、所定の集じん性能を有する集じん装置を併用する。

◆石綿含有成形板等はセメント等で固形化されているため、通常の使用では石綿は飛散しにくいですが、劣化している場合や除去時に切断・破砕等を行うと石綿が飛散するおそれがあります。
◆けい酸カルシウム板第１種は他の成形板に比べ、飛散性が高いため、切断・破砕等を行う場合は湿潤化に加え養生が必要です。

NEW

[作業基準]（新法第18条の14、新規則第16条の4第6号・別表第7の4の項下欄）

特定建築材料の種類	作業基準
	※除去時は（1）、（2）またはこれと同等以上の措置※3を講ずること。
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	（1）切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	（2）（1）の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。 ①除去部分の周辺を事前に養生すること ②除去する建材を薬液等により湿潤化※4すること
	（3）除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること（（2）①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと）
その他の石綿含有成形板等	（1）切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	（2）（1）の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化※4すること
	（3）除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

※3　同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生（隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用）
※4　薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

●その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺の状況に応じて養生を行うことが望ましい。